

●東北ジオパークの中で共通点
を見つけてつながること、



林教授の講演

7月16、17日に八峰町で第5
回東北ジオパークフォーラムが
開催され、東北地方のジオパー
クと、ジオパークを目指す地域
の関係者が一堂に集まりました。
同フォーラムは関係者の意見交
換や交流のために、毎年場所を
変えて開催しています。

基調講演

1日目は、ファガスで秋田大
学の林信太郎教授による基調講
演「東北のジオパークを結びつ
ける『マントルの熱い指』」八
峰白神ジオパークと東北日本の
ジオストーリー」が行われま
した。約170人が参加し、盛
況のうちに終わることができま
した。以下は講演の要点です。

差別化をして競争することの
両方が必要。
●東北地方の東西方向に点在す
る山地は、マントルの熱いか
たまりが指のように上昇して
冷えて固まったために隆起、
形成したという説があり、東
北のジオパークはほとんどが
その隆起に関係している。
●各ジオパークに共通するテー
マの一つに例えば「防災」が
あり、日本海中部地震や東日
本大震災の記憶を風化させな
い役割をジオパークが担って
いる。

分科会

首長セッション、実務者セッ
ション、ガイドセッションの3
つの分科会を開き、それぞれの
立場で意見交換やグループワー
クを行いました。

ガイドセッションでは、テー
マを「ジオを楽しむためのガイ
ドの役割」とし、各地域のガイ
ドが自らの経験をもとにアイデ
アを出し合いました。活発な議
論が行われ、ガイドの工夫とし

日本海コース

ジオサイトである「白神のス
フィンクス」や「樺海岸の柱状
節理」など八峰町の海岸沿いを
中心に巡りました。参加者は、
実際に柱状節理に近づいて、マ
グマが冷えて固まった様子を興
味深く観察していました。

十二湖コース

凝灰岩で構成される日本キャ
ニオンや、1704年に崩山が
崩落して形成された十二湖の観
察を行いました。日本キャニオ
ンでは、凝灰岩が作り出した

エクスカージョン (体験型見学会)

八峰白神ジオパークの見どこ
ろを紹介しようと、3つのコー
スに分かれて、八峰町白神ガイ
ドの説明とともに各地を巡りま
した。

白神山地コース

二ツ森登山をとおして、白神
山地における急峻な地形・地滑
り地形とブナの天然林との関係
を紹介しました。霧の中の登山
でしたが、ガイドが晴天時の白
神山地の写真を見せるなど工夫
を凝らし、参加者を楽しんでい
ただきました。



二ツ森山頂での記念撮影

八峰白神ジオパーク推進協議会
地域おこし協力隊 三輪 拓磨
〒018-2632
秋田県山本郡八峰町八森字三十釜一四四一
ぶなつこランド内
TEL 0185-771-3086

平成27年度

「ふるさと八峰応援基金」寄附の状況をお知らせします

八峰町を愛し、応援して下さる方々の思いを形にし、個性豊かな活力あるふるさとづくりに役立てるため、平成20年度にふるさと納税制度による「ふるさと八峰応援基金」を設置しました。

平成27年度は、930名の方々から総額12,406,800円のご寄附をいただきました。平成26年度から寄附金額に応じて町内の特産品をプレゼントする取り組みを始めたことに加え、昨年9月からふるさと納税サイト「ふるさとチョイス」と連携し、手続きがスムーズになったため、平成26年度の約10倍の方からご寄附いただきました。今後、事業の実施など十分検討を行ったうえ活用していきます。

今後も引き続き、ふるさととの未来を寄附金として応援していただける「はっほうサポーター」を募集しています。町外にお住まいのご親戚やご友人などへ、ぜひ呼びかけてくださいますようお願いいたします。

ふるさと八峰の未来をぜひ応援してください。

「ふるさと八峰応援基金」の使いみち

ふるさとの父・母・親戚へ
～笑顔があふれるやすらぎのまち～
海と山と人とが元気に
～豊かな自然と共生するまち～
これがあらほの自慢
～地域の伝統や文化の継承にむけて～

「ふるさと八峰応援基金」寄附状況

年 度	件 数	金 額
平成20年度	22件	928,000円
平成21年度	11件	870,000円
平成22年度	19件	965,000円
平成23年度	16件	700,000円
平成24年度	20件	1,262,000円
平成25年度	20件	2,675,000円
平成26年度	93件	2,812,000円
平成27年度	934件	12,406,800円
合 計	1,135件	22,618,800円

八峰町に転入された方、転入を予定されている方に 助成金を用意しています！

- 〈交付対象者〉 八峰町に住居登録をしてから、1年以上八峰町に居住しているU・Iターン者
(Uターン者の場合、5年以上町外で生活し、改めて住民登録する必要あり)
- 〈申請期間〉 住民登録の日から1年以上経過した後、1年以内《厳守》
(平成28年8月1日を基準日とした場合、平成26年7月31日以前に転入した人は住民登録から2年が経過しているため申請することができません)
- 〈返還規定〉 奨励金等の交付を受けた日から、5年以内に町外へ転出した場合は、奨励金等を全額又は一部返還していただきます。

定住奨励金

〈交 付 額〉 ①単身で転入した場合は 150,000円 ②家族で転入した場合は 300,000円

定住用住宅取得等助成金

- 〈対象物件〉 住民登録日の前後1年以内に購入・借用した物件
- 〈対象費用〉 定住用住宅として購入・借用した住宅の改修等に係る費用
※「八峰町住宅リフォーム支援事業」との併用はできません。
※家電(テレビ、洗濯機等)の購入は補助対象外となります。ただし、配管工事等を伴う電気温水器、エアコン等については補助対象とします。
- 〈助 成 額〉 対象費用の1/2に相当する額、又は50万円のいずれか低い方の額(千円未満切捨)を助成

※助成金の交付を受けることができない場合もありますので、詳細は下記へお問合せください。

■問合せ先 八峰町企画財政課 ☎76-4603